

石橋議員（自民議連）

平成 28 年 2 月 25 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問）家庭教育に対する支援について

教育基本法第十条第二項に則り、保護者に対し、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供、並びに、その他家庭教育を支援するためにどのような施策に取り組むかを、教育長に伺う。

（答）

教育基本法第 10 条第 2 項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

これを踏まえまして、教育委員会では、保護者に対して、親の役割や責任を自覚し、自信を持って子育てに取り組むことができるよう、親同士が家庭教育について気軽に話し合い学び合う親の学習プログラムを活用した講座実施に取り組んできたところでございます。

また、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基盤を培う重要なものであることから、乳幼児期の家庭教育に関する効果的な情報提供などにつきましても有識者の助言を得ながら、調査研究や先行的な取組を行っているところでございます。

次年度は、これまで実施した調査研究に基づき、本県が目指す幼児の姿や養育機関や家庭における教育・保育の方向性、充実方策などを取りまとめた「幼児教育アクションプラン」を新たに策定する予定としております。

教育委員会といたしましては、引き続き親の学習プログラムの更なる充実を図るとともに、県内全ての乳幼児が質の高い教育・保育を受けることができるよう、関係部局等と連携した家庭教育の支援に努めてまいりたいと考えております。